

## 和光市子供のいじめ防止条例

子供たちは、一人一人の人権が尊重され、健やかに成長する権利を有している。次代を担う子供たちが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務である。

一方、子供たちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さない勇気をもって明るい学校生活づくりに努めなければならない。私たちは、いじめをなくし、子供たちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちの実現を目指して、ここに、和光市子供のいじめ防止条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、和光市における子供のいじめを防止し、いじめを早期に発見し、及びいじめを速やかに解消するため、いじめ防止対策に関する市の理念、市の責務その他基本的な事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめの防止等 子供のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (2) いじめ防止対策 いじめの防止等のための対策をいう。
- (3) 市立学校 和光市学校設置条例（昭和39年条例第23号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 子供 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (市の理念)

第3条 市、市立学校、保護者、市民及び事業者は、いじめが全ての子供に関係する問題であるとの認識の下に、子供が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、子供一人一人の尊厳が大切にされ、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、いじめ防止対策に取り組まなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念及び前条の市の理念にのっとり、市立学校、保護者、市民、事業者及び関係機関と連携協力し、いじめ防止対策について、必要な施策を講じなければならない。

(市立学校の役割)

第5条 市立学校は、いじめ防止対策の主体的な役割を担い、いじめ防止対策に組織的に取り組むため、校内における推進体制及び子供が安心して相談できる環境を整えなければならない。

(子供の役割)

第6条 子供は、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわりながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。

2 子供は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを知ったときは、その保護者、市立学校の教職員等に相談するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子供の成長及び発達に応じて適切な指導を行うとともに、子供の心情を理解し、子供が心身ともに安心して過ごせるよう保護するものとする。

2 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子供に対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び市立学校が行ういじめ防止対策に関する取組について、積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者は、地域において、子供の見守り等を行い、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者は、いじめを発見した場合は、市、市立学校又は関係機関に対し、速やかに当該いじめに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校以外の学校の役割)

第9条 市内の市立学校以外の学校は、市、市立学校、保護者、市民、事業者及び関係機関と連携し、市が実施するいじめ防止対策に協力するよう努めるものとする。

2 市内の市立学校以外の学校は、当該学校においていじめの事案が発生したときは、速やかに市にその旨を報告するよう努めるものとする。

(和光市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定により、市が実施するいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、和光市いじめ防止基本方針（以下この条において「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめ防止対策の基本的な方向に関する事項

- (2) いじめ防止対策の具体的な施策及び取組に関する事項
- (3) いじめ防止対策に従事する人材の確保及び資質の向上に関する事項
- (4) いじめに係る相談制度又は救済制度の整備及びその広報に関する事項
- (5) 重大事態への対処に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止対策に関する事項

3 市は、子供を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、及びいじめ防止対策の評価を踏まえ、いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(いじめ防止対策)

第11条 市は、いじめ防止対策として、次に掲げる取組を推進しなければならない。

- (1) 子供たち一人一人が、いじめを許容しない認識を持ち、いじめをなくすために主体的に行動する力を育成する取組
- (2) 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組
- (3) 心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者（第3項において「専門的知識を有する者」という。）を市立学校へ派遣し、いじめの相談及び対処を支援する取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める取組

2 市は、前項第2号のいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を次条第1項に規定する和光市いじめ問題対策連絡協議会に報告するものとする。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

3 市立学校は、いじめを認知したときは、必要に応じて市及び関係機関と連携し、いじめの解消を図るとともに、専門的知識を有する者を活用し、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供並びに当該子供の家庭に対し、必要な支援、指導、助言その他のいじめ防止対策に関する取組を講ずるように努めなければならない。

(和光市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 市は、法第14条第1項の規定により、和光市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に係る市、市立学校、事業者及び関係機関の連携に関する事項
- (2) 市が実施するいじめ防止対策に係る施策及び取組の推進及び啓発に関する事項
- (3) いじめ防止対策の評価に関する事項
- (4) いじめ防止基本方針の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止対策に関する事項

- 3 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係機関の職員
  - (2) 副市長
  - (3) 市立学校の校長
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。  
(和光市いじめ防止等対策委員会)

第13条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定により、和光市いじめ防止等対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) いじめ防止対策に係る施策及び取組の調査研究
  - (2) いじめの事案に関する調査（市教育委員会が必要と認めるものに限る。）及びその結果の報告
  - (3) 重大事態又は重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査及びその結果の報告
- 3 対策委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 臨床心理士
  - (3) 関係機関の職員
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市教育委員会が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。  
(和光市いじめ重大事態調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行うために必要があると認めるときは、和光市いじめ重大事態調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、重大事態又は重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、いじめ防止対策に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(単位 円)				(単位 円)			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
(略)				(略)			
期日前投票所の投票立会人		(略)		期日前投票所の投票立会人		(略)	
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	5,000	社会教育委員	(略)		(略)
	委員		4,000				
いじめ防止等対策委員会	委員長	日額	5,000				
	委員		4,000				
いじめ重大事態調査委員会	委員長	日額	18,000				
	委員		16,000				
社会教育委員		(略)					
(略)							